

## 平成 30 年第 1 回西予市教育委員会臨時会 会議録

### I 開会の月日及び場所

平成 30 年 3 月 8 日 (木)

西予市教育保健センター 4 階 第二研修室

### II 定数

5 人

### III 出席者

教育長 保木 俊司	委 員 上甲 和博
委 員 山本 恵子	委 員 樋口 美和
委 員 平岡 長治	

### IV 欠席者

なし

### V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	松川 伸二	教育総務課長	沖村 智
学校教育課長	大谷 元二	生涯学習課長	小玉 浩幸
文化体育振興課長	土居 真二	明浜教育課長	佐藤 俊治
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	谷口 佳代
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
教育総務課主任	片山 裕介		

### VI 傍聴者

なし

### VII 会議の概要

#### 1 開会

教育長 午後 3 時開会を宣する。

#### 2 案件

○承認第 3 号 専決処分第 3 号の承認について  
教育長 事務局の説明を求める。

学校教育課長	平成 29 年度西予市要保護及び準要保護児童生徒の認定について説明する。
教育長	専決処分について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	専決処分の承認について諮る。
全委員	異議ない旨答える。
教育長	審議の結果、承認する旨宣する。
○議案第 6 号	西予市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則制定について
○議案第 7 号	西予市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則制定について
教育長	議案第 6 号と議案第 7 号は関連しているため、一括して事務局の説明を求める。
教育総務課長	西予市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則制定及び西予市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
平岡委員	西予市教育委員会事務委任規則の改正後の第 2 条第 4 号が「教育委員会が設置する幼保連携型認定こども園」となっているが、「教育委員会が設置する」という表現でいいのか問う。
教育総務課主任	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条は、「地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園」となっている旨答える。
平岡委員	その場合に「地方公共団体」とは、「教育委員会」ではなく、「西予市」になるのではないか。
	もともと地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、幼保連携型認定こども園の教育課程に関する基本的事項の策定等に対して、教育委員会が意見を申し出るという趣旨になっている。西予市が設置し、その長である市長に対して、教育委員会が意見を申し出るというのであれば理解できる旨述べる。
教育長	ご指摘のとおり、「教育委員会が設置する」のではなく、「市が設置する」ことになる。
	また、同号の「その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定める」としている「規則」は、「市の規則」を指している。
	「市が設置する」及び「市の規則」を指すという内容で改正案を修正させていただきたい。なお、改正後の条文の文言については、西予市の他の規則との整合性を保つ表現を用いさせていただきたい

旨述べる。

平岡委員

同規則の改正では、改正前の 10 号の文化財保護審議会委員、図書館協議会委員等の委嘱に関する事項が削除されている。改正後の 10 号で「附属機関の設置廃止及びその委員に関する事項」は残るが、附属機関の委員とは、どのような委員を指すのか問う。

教育総務課主任

社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化財保護審議会委員、図書館協議会委員等を指し、改正前の 10 号に規定されていた委員が含まれる旨答える。

教育長

議案第 6 号及び議案第 7 号について諮る。

全委員

異議ない旨答える。

教育長

審議の結果、承認する旨宣する。

3 その他

教育長

その他の件について意見及び報告を求める。

全委員

特になし。

事務局

特になし。

4 閉会

教育長

午後 3 時 25 分閉会を宣する。

議事録署名

以上、平成 30 年第 1 回西予市教育委員会臨時会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

平成 30 年 3 月 27 日

教育長

保木 優司

教育委員

上甲和博

教育委員

山本 恵子

教育委員

橋口 美和

教育委員

平岡 長治